

再エネ 100 チャレンジ工業団地等形成支援事業補助金
公募要領

1 趣旨

長引くコロナ禍において、原油価格・物価高騰等に直面する事業者は、再生可能エネルギーの導入を理解しながらも、新たな設備投資に一步を踏み出しにくい状況となっています。

さらに、世界的なエネルギー供給不安の中、海外からの影響を受けず、地政学的なリスクが低い再生可能エネルギーの存在感が高まっています。

こうした状況を踏まえ、本事業では、事業者の再生可能エネルギー指向を確実に後押しするため、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者に対して、分散型エネルギーシステムによりエネルギーを生産し、そのエネルギーの共同利用を行う取組みを支援します。

また、県内における再生可能エネルギー導入の流れを加速化させることを目指します。

2 定義

(1) 分散型エネルギーシステム

分散型電源（太陽光発電設備、蓄電池、コジェネレーションシステム等）を導入し安定的な電源の確保を図るシステムをいいます。

(2) エネルギーの共同利用

複数の建築物を電力自営線及び熱導管等のネットワークで連携することにより電気と熱のいずれか又は両方を融通し合い複数の企業等で共同利用することをいいます。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備をリース事業者等が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいいます。

(4) オンサイトPPA

太陽光発電設備等の所有者が、利用者の施設等に太陽光発電設備等を所有者の費用により設置し、所有及び維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を利用者に供給する契約方式をいいます。

(5) 再エネ 100 宣言 RE Action

企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再生可能エネルギー100%利用を促進する取組みをいいます。

3 補助対象事業及び補助対象経費

コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者が再生可能エネルギー設備等の整備や設置導入を加速化させることを目的として、多様な分散型エネルギーシステムによりエネルギーを生産し、そのエネルギーの共同利用を行うための設備等の整備や設置を行う【別表】の事業であって、次の（１）から（３）の要件に適合するものとします。

- （１）【別表】に掲げる設備（以下「補助対象設備」という。）の導入に係る設計又は設置を行うこと。
- （２）補助対象設備は全て未使用品であること。
- （３）エネルギーの共同利用者以外に売電を行わないこと。

※既存設備の更新については、原則補助対象としません。ただし、【別表】の補助対象設備のうち分散型電源においては、「既存設備より発電容量が大きくなる場合」又は「国や地方公共団体と災害時の協定を締結している場合」若しくは「分散型エネルギーシステムを活用した具体的な地域貢献策を有する場合」は補助対象とします。

【別表】

補助対象設備	内容	補助対象経費
1 分散型電源	太陽光発電設備、その他付帯設備	・ 補助対象設備についての設計に要する経費 ・ 補助対象設備の購入に要する経費 ・ 補助対象事業の実施に不可欠な工事に要する経費 ※国や市町村の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助金額を控除するものとします。
	太陽熱等の再生可能エネルギー熱利用設備、工場廃熱等の未利用エネルギー熱利用設備、蓄電池、蓄熱設備、ガスコージェネレーションシステム(停電対応型)、燃料電池(熱電併給型)、その他付帯設備	
2 エネルギーを効率的に共同利用するための設備	電力自営線、熱導管、その他付帯設備	
3 EMS 設備	エネルギーマネジメントに必要なハードウェア等の設備(発電量その他のデータに基づく需給調整の制御に不可欠な本体機器、計測装置、監視制御装置、通信装置、モニター装置、調整用蓄電池)及びその他付帯設備	

【別表】の事業を必要に応じて組み合わせることも可能です。

4 補助対象者

(1) 対象者

県内に事業所等を有する企業等であって、「3 補助対象事業及び補助対象経費」に記載する要件を満たすものとします。

(2) 複数事業者申請の場合

複数の事業者で申請(以下「共同申請」という。)を行うことができます。その場合、代表補助対象者を定めるものとし、代表補助対象者以外の事業者は共同補

助対象者とします。共同申請を行う場合は、個々に補助金の交付を受けることができますが、代表補助対象者が補助金の交付を受けることもできます。

(3) リース又はオンサイトPPAの場合

【別表】の補助対象設備のうちリース又はオンサイトPPAにより設置するものがある場合は、リース事業者又はオンサイトPPA事業者（以下「リース事業者等」という。）と共同申請を行うこととします。その場合の申請は、リース事業者等は、代表補助対象者と共同補助対象者との間に締結するリース契約又はオンサイトPPA（以下「リース契約等」という。）により設置する【別表】の補助対象設備に係る補助金相当分をリース料又は電気代から減額しなければなりません。

5 補助率・補助限度額

補助率・補助限度額は以下のとおりです。

補助対象設備	内容	補助率	補助限度額
1 分散型電源	太陽光発電設備、その他付帯設備	1/2 以内 又は 出力に1kWあたり補助金額13万円を乗じて得た金額のいずれか少ない金額 ただし、「再エネ100宣言 REAction参加（予定含む）事業者」の場合は、2/3 以内 又は 出力に1kWあたり補助金額17万円を乗じて得た金額のいずれか少ない金額	1 事業者あたり 上限 10,000 千円
	太陽熱等の再生可能エネルギー熱利用設備、工場廃熱等の未利用エネルギー熱利用設備、蓄電池、蓄熱設備、ガスコージェネレーションシステム（停電対応型）、燃料電池（熱電併給型）、その他付帯設備	1/2 以内 ただし、「再エネ100宣言 REAction参加（予定含む）事業者」においては、2/3 以内	
2 エネルギーを効率的に共同利用するための設備	電力自営線、熱導管、その他付帯設備	1/2 以内 ただし、「再エネ100宣言 REAction参加（予定含む）事業者」においては、2/3 以内	1 事業者あたり 上限 10,000 千円
3 EMS設備	エネルギーマネジメントに必要なハードウェア等の設備（発電量その他のデータに基づく需給調整の制御に不可欠な本体機器、計測装置、監視制御装置、通信装置、モニター装置、調整用蓄電池）及びその他付帯設備	1/2 以内 ただし、「再エネ100宣言 REAction参加（予定含む）事業者」においては、2/3 以内	エネルギーの共同利用 1 件あたり 上限 10,000 千円

※予算の範囲内で当該補助を実施するため、要望額どおりで採択（交付決定）されとは限りません。

※補助率2／3以内を活用する場合は、実績報告までに再エネ100REActionに参加しなければなりません。

6 補助対象期間・補助対象事業が複数年度にわたる場合

(1) 補助対象期間

原則、採択日（交付決定日）から令和5年3月10日まで

(2) 補助対象事業が複数年度にわたる場合

再エネ100チャレンジ工業団地等形成支援事業補助金交付要領第7条に規定する別記様式第2号様式による事業計画書が複数年度にわたる場合は、当該年度（令和4年度）中に実施する事業部分（設計・設備設置等）のみでの申請も可能とします。

7 応募手続き

(1) 応募先

熊本県商工労働部産業振興局エネルギー政策課

(2) 募集期間

令和4年（2022年）9月1日（木曜日）

～令和4年（2022年）9月30日（金曜日）午後5時必着

(3) 応募書類（以下、原本1部）

- ・ 交付申請書（別記第1号様式）
- ・ 収支予算書（別記第1号様式）
- ・ 事業計画書（別記第2号様式）
- ・ 整備や設置を行う設備等の製品や仕様書のカatalog等
- ・ 整備や設置を行う設備等の参考見積書など金額が確認できる資料
- ・ 整備や設置を行う設備等の見取り図等
- ・ その他、申請に応じて必要となる資料
（誓約書（様式1）、申出書（様式2）等）

※その他、審査に必要と認められる資料の提出を求める場合があります。

様式等は、熊本県ホームページからダウンロードしてください。

熊本県ホームページ：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/67/140851.html>

8 事業選定

次の審査方法により、事業を選定します。

(1) 審査方法

- ・ 提案案件は、選定者等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて採択（交付決定）案件を決定します。
- ・ 採択（交付決定）案件の決定後、手続き等を行った上で、すべての申請者に対し、速やかに採択又は不採択（交付又は不交付）の通知を行います。
- ・ 審査経過に関するお問い合わせには一切応じることができません。
- ・ 採択（交付決定）後、事業に着手することができます。

- ・採択（交付決定）された場合でも、予算の都合等により申請額よりも減額される場合があります。

(2) 審査基準

審査項目	点数
① 導入する設備等の適正 <ul style="list-style-type: none"> ・自家消費のみではなく、共同利用（エネルギーの共同利用）する計画か ・導入する設備は全て未使用品か ・導入する設備等の種類や内容は適正か 	25点
② 整備や設置を行う設備等の事業体制・スキームの妥当性 内容に対する実施体制やスケジュールが妥当か	20点
③ 全体イメージの明確化 現状の課題を踏まえ、再生可能エネルギー設備等の導入のイメージが明確に設定されているか	20点
④ 整備や設置を行う設備等の導入による効果 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による効果が認められるか ・効果を踏まえた今後の展望が期待できるか 	25点

加点項目	点数
⑤ 再エネ100宣言 RE Action 参加状況	10点

(3) 採択予定件数

27件程度

※採択件数が予定に達しなかった場合は、予算の範囲内で、令和4年10月以降に追加募集を行うことがあります。

(4) その他

- ・事業完了後30日以内若しくは事業が完了した日の属する会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書等を提出する必要があります。
- ・実績報告書等の提出後、審査のうえ補助金を支払います。
- ・実績報告書等の提出が期限を過ぎた場合、交付決定を取消す場合があります。

9 スケジュール（予定）

- (1) 交付申請書提出：令和4年（2022年）9月30日まで
- (2) 審査会：令和4年（2022年）9月下旬から10月上旬頃
- (3) 採択（交付決定）又は不採択（不交付決定）：
令和4年（2022年）10月上旬頃
- (4) 契約・工事着手：交付決定後
(※交付決定前に契約・工事着手を行った場合、交付決定の取消しとなります。)
- (5) 実績報告：令和5年（2023年）3月10日まで
- (6) 県への請求書提出：実績報告と同時
- (7) 補助金支払：令和5年（2023年）3月下旬頃の予定

10 その他

- (1) 次に該当する場合は採択（交付決定）できません。
- ・ 補助対象事業の成果の主体が実質的に補助対象者でないと認められるもの
 - ・ 補助対象者の営利活動とみなされるもの
- (2) 採択（交付決定）になった事業者の企業名等を公表する場合があります。

11 お問い合わせ先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県商工労働部産業振興局エネルギー政策課

TEL : 096-333-2320 (直通)

E-mail : eneseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

担当 : 尾山 (おやま)、久多見 (くたみ)